

補助金等の運用規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）における補助金、助成金等（以下、「補助金等」という。）の適正な運用を行うために定める。

(責任体制)

第2条 補助金等の運用・管理に関する最高管理責任者は会長とする。また、補助金等の運用・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は専務理事とする。

(遵守すべき事項)

第3条 補助金等の原資はサッカーファミリーの登録料や税金等による公的資金であることを念頭に置き、補助金等の趣旨、内容を十分に理解し、関係する法令、ガイドライン等に基づき、適切な予算執行にあたらなければならない。

2 事業担当者は、予算執行、事業計画の遂行状況を定期的に確認するとともに、問題がある場合は、速やかに改善策を講じなければならない。

3 補助金等の申請書及び報告書の提出は、定められた期限を守るよう努めなければならない。

4 報告書の提出にあたっては、事業担当者が書類を作成したのち、専務理事の確認を受けなければならない。

(改正)

第4条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月19日理事会決議）